

2020年度

学生便覧

徳島大学歯学部

2020年度 学年暦

4月1日(水)～4月5日(日)	春季休業
4月2日(木)～4月7日(火)	歯学部新入生オリエンテーション・SIH道場
4月3日(金)	歯学部新入生健康診断
4月6日(月)	入学式, 新入生オリエンテーション
4月8日(水)	前期授業開始
8月1日(土)～8月31日(月)	夏季休業(新入生は8月6日(木)から)
9月30日(水)	前期終了
10月1日(木)	後期開始
10月24日(土)～10月25日(日)	大学祭(蔵本)
10月31日(土)～11月1日(日)	大学祭(常三島)
11月2日(月)	開学記念日
12月26日(土)～1月8日(金)	冬季休業
1月16日(土)・1月17日(日)	大学入学共通テスト
2月25日(木)・2月26日(金)	前期日程入学試験(26日は歯学科のみ)
3月12日(金)	後期日程入学試験
3月23日(火)	卒業式・大学院修了式
3月25日(木)～3月31日(水)	学年末休業
3月31日(水)	後期終了

※ 学年別日程表等については、時間割表を参照。

2020年度 学生便覧

目 次

1	基本理念・教育目標	1
2	カリキュラム・ポリシー	2
3	ディプロマ・ポリシー	4
4	徳島大学歯学部歯学科卒業時到達目標 コンピテンス・コンピテンシー	6
5	徳島大学歯学部沿革	8
6	徳島大学病院（歯科診療部門）沿革	8
7	徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図	9
8	徳島大学歯学部規則	10
9	歯学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて	18
10	徳島大学歯学部における試験等に関する細則	21
11	徳島大学歯学部歯学科学修要領	25
12	徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領	28
13	一般周知事項	33
14	気象警報等が発表された場合の授業の休講措置について	37
15	図書館について	38
16	徳島大学学生懲戒規則（抜粋）	40
17	徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	40
18	2F学生自習室, 3F学生談話室, 3Fパソコン室 利用規約	42
19	徳島大学蔵本地区建物等配置図	43
20	歯学部案内	44

1 基本理念・教育目標

歯 学 科

基本理念

歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備えた良識ある歯科医師を育成する。
2. 生命の尊厳に対して最大の敬意をはらえる歯科医師を育成する。
3. 最新の治療技術を身につけ、リサーチマインドを持った歯科医師を育成する。

口腔保健学科

基本理念

口腔保健及び福祉の専門知識と技能を身につけ、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備え、慈しみと思いやりの心を持った人材を育成する。
2. 専門的な知識や技能を有し、チーム医療に貢献できる人材を育成する。
3. 人々の健康及び福祉を支える人材を育成する。

2 カリキュラム・ポリシー

歯 学 部

歯学部では豊かな教養と高い倫理性を基盤として、歯科保健医療に関する高い専門能力を備え、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育においては、専門分野を理解するために必要な基礎科学の知見を理解させるとともに、様々な体験を通じて人間力や社会性を身につけることをめざし、臨床・福祉活動に必要なコミュニケーション能力を修得させ、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 歯科基礎医学系科目群においては、最新の歯科医療を理解するための基盤となる専門知識を修得させ、さらに問題の発見と解決に能動的に取り組むためのリサーチマインドを涵養するための科目を配置する。
3. 臨床歯学系科目群においては、最新の歯科医療を実施するための高度な専門知識と技能を修得させるための科目を配置する。
4. チーム医療に必要な幅広い知識および社会から求められる最新の口腔領域の知識・技能を修得させるために、関連する臨床医学系科目群と新領域の専門科目を配置する。
5. 希望者では選択科目の履修により社会福祉士国家試験受験資格を得ることができるよう配慮した科目編成を行う。
6. 学んだ知識・技能・態度・教養を統合するために、臨床実習を配置する。

歯 学 科

歯学科では豊かな教養と高い倫理性を基盤として、歯科保健医療に関する高い専門能力を備えた人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育においては、専門分野を理解するために必要な基礎科学の知見を理解させるとともに、様々な体験を通じて人間力や社会性を身につけることをめざして、臨床実践に必要なコミュニケーション能力を修得させ、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 2・3年次の歯科基礎医学系科目群においては、最新の歯科医療を理解するための基盤となる専門知識を修得させ、さらに問題の発見と解決に能動的に取り組むためのリサーチマインドを涵養す

るための科目を配置する。

3. 3・4年次の臨床歯学系科目群においては、最新の歯科医療を実施するための高度な専門知識と技能を修得させるための科目を配置する。
4. 4・5年次においては、チーム医療に必要な幅広い知識および社会から求められる最新の口腔領域の知識・技能を修得させるために、関連する臨床医学系科目群と新領域の専門科目を配置する。
5. 5・6年次においては、これまでに学んだ知識・技能・態度・教養を統合するために、臨床予備実習及び診療参加型臨床実習を配置する。

口腔保健学科

口腔保健学科では、口腔保健及び福祉の専門知識と技能を身につけ、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 1・2年次の教養教育や専門教育科目での様々な体験学習を通じて人間力や社会性を身につけさせることをめざし、臨床・福祉活動に必要なコミュニケーション能力を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 問題解決型授業や客観的臨床能力試験などを組み込んだ授業を通じて口腔保健に関する知識や技能を習得させ、臨床・臨地実習により、態度教育を含めた歯科衛生士専門教育の習熟を図る。
3. 選択科目の履修により社会福祉士国家試験受験資格を得ることができるよう配慮した科目編成を行う。また、問題解決型授業や演習などを組み込んだ授業を通じて福祉に関する知識や技能を習得させ、社会福祉実習に繋がる福祉教育を行う。
4. 「卒業研究」で専門性と総合性を統合させる。

歯学科及び口腔保健学科のカリキュラムマップについては、歯学部ホームページを参照すること。

https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/faculty/policy/c_policy.html

3 ディプロマ・ポリシー

歯学部

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

歯科専門職に求められる知識と技能を有する。

2. 汎用的技能

患者・家族やチーム医療関係者と良好なコミュニケーションができる。

3. 態度・志向性

専門職業人として好ましい態度、習慣と倫理観を持って行動できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療に関して高い関心を持ち、諸問題について自ら学び、課題解決にあたることができる。

歯学科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

患者中心の全人的医療を理解し、歯科医師に求められる世界水準の知識と技能を有し、地域社会のニーズに対応できる。

2. 汎用的技能

論理的な文章の記述や口頭での説明を、日本語のみならず英語でも可能とする。

3. 態度・志向性

歯科医師として好ましい態度・習慣、幅広い教養と倫理観を身につけ、患者及び他の医療従事者と適切な人間関係を確立する能力を有する。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療に対して高い関心を持ち、自ら問題点を見出し、解決できる。

口腔保健学科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

口腔保健・福祉を理解し、その専門知識と技能を有する。

2. 汎用的技能

- (1) 歯科予防処置，歯科保健指導および歯科診療補助に関する基本的技能を有する。
- (2) 患者やその家族あるいは保健・医療・福祉関係者と良好なコミュニケーションができる。
- (3) チーム医療や保健福祉活動の一員として，その役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

- (1) 口腔保健・福祉の学習を通じて社会人としての自覚を持ち，その責任を果たすことができる。
- (2) 医療や介護を必要とする人々に対して，慈しみと思いやりの心をもって支援することができる。
- (3) 歯科医療の進歩や社会の医療ニーズの変化に高い関心を持ち続け，生涯にわたり自主的かつ継続的に学習する能力を持つ。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

関連分野における事象や課題について自ら学び，適切な判断と必要な行動ができる。

4 徳島大学歯学部歯学科卒業時到達目標 コンピテンス・コンピテンシー

徳島大学歯学部歯学科の卒業生は、卒業時に以下の項目が実施できる。

1. 倫理観とプロフェッショナリズム

良識豊かな人間性を身につけ、患者中心の全人的歯科医療を理解し、責任を持って歯科医師としての職責を全うするための態度・習慣と倫理観を有して行動できる。そのために、歯科医師として自己研鑽を重ねて、自己を評価し、生涯にわたって継続的に向上を図ることができる。

- 1) 歯科医師としての職責を理解し、倫理観、責任感を持って行動することができる。
- 2) 歯科医師法および関連法規・規範を遵守する。
- 3) 人間の多様性に配慮し、他者の尊厳を尊重し、利他的、誠実、正直に行動をとることができる。
- 4) 患者の心理的、社会的要因や社会背景に関心を払い、その立場を尊重する。
- 5) 自己の知識、技能、態度を恒常的に評価し、自己主導型学習により、常に自己の向上を図ることができる。
- 6) 専門職との多職種連携が実践できる。
- 7) 同僚、後輩、チーム構成員に対して助言、指導ができる。
- 8) 生涯を通じて、新しい知識や技術を学ぶ準備ができています。
- 9) 医療の質について、常に振り返り、その改善を図ることができる。

2. 歯科医学および関連領域の知識

歯科医療に関する知識を有し、それを歯科医療に応用できる。

- 1) 生物の分子基盤、人体の正常な構造と機能を説明できる。
- 2) 人体の発達、成長、加齢と死を説明できる。
- 3) 疾病の機序と病態を説明できる。
- 4) 診断と治療を説明できる。
- 5) 医療安全と感染対策を説明できる。
- 6) 疫学と予防を説明できる。
- 7) 保健、医療、福祉、介護に関する制度を説明できる。
- 8) 医療経済、医療政策、保険診療を説明できる。
- 9) 歯科医療における材料と器械・器具の性質と使用法を説明できる。
- 10) 診療の基本、口腔・顎・顔面領域の常態と疾患を説明できる。

3. コミュニケーション

患者・家族および医療チーム構成員の立場を尊重し、適切な人間関係を構築し、安心で安全な医療を実践するために適切なコミュニケーションを実践することができる。

- 1) 傾聴、共感、肯定的態度で患者・家族と良好な人間関係を築くことができる。
- 2) 同僚や他の医療従事者の立場を尊重して信頼関係を築き、チーム医療を実践できる。

4. 患者中心の歯科医療の実践

患者に対して敬意と思いやりを持って、科学的根拠に基づく適切で安全な歯科医療を実践できる。

- 1) 患者情報を適切に聴取できる。
- 2) 治療に必要な検査結果の解釈ができる。
- 3) 口腔・顎・顔面領域にとどまらず、基本的な身体診察・臨床手技や心肺蘇生等の救急処置が適切にできる。
- 4) 臨床推論により、疾患の診断ができる。
- 5) 高頻度な疾患の治療計画の立案ができる。
- 6) 適切な診療記録等の文書の作成、管理を行うことができる。
- 7) 患者の権利を理解し、病状説明・患者教育を実践できる。
- 8) 科学的根拠に基づく安心・安全な歯科医療を実践できる。
- 9) 保険診療制度を理解し、歯科診療を行うことができる。

5. 社会および地域医療貢献

歯科医療・福祉の資源を活用し、社会に貢献できる。

- 1) 社会・地域における歯科医療の現状を理解し、口腔の健康を通じて全身の健康の増進の活動に積極的に参加できる。
- 2) 在宅歯科医療に必要な知識を理解し、在宅歯科診療に参加できる。
- 3) 地域包括ケアシステムにおける歯科医師の果たす役割を理解し、多職種と連携できる。
- 4) 災害時における歯科医師の役割を説明できる。

6. 科学的探求

最新の歯科領域の研究の意義を理解し、科学的情報を評価し、新しい知見を見出すために論理的・批判的思考ができる。新しい知見を見出し、発信することにより、歯科医学の発展に寄与することができる。

- 1) 研究倫理を理解し、実践できる。
- 2) 歯科医学の問題を認識し、その解決に取り組むことができる。
- 3) 論文や書籍、検索情報等の科学的情報を評価し、論理的・批判的考察によって有用な情報を選別できる。
- 4) 研究の基礎となる科学的理論や方法論を理解できる。
- 5) 科学的考察に基づいて、プレゼンテーションや論文作成を行うことができる。

7. グローバルマインド

国際的視野に立って歯科医学・医療の現状を理解できる。適切な語学力を修得し、国際的に歯科医療を実践する準備ができています。

- 1) 英語により医学的・歯科医学的情報を収集し、発信できる。
- 2) 臨床や研究等の場面で、国際的視野に立った英語でのコミュニケーションを実践できる。

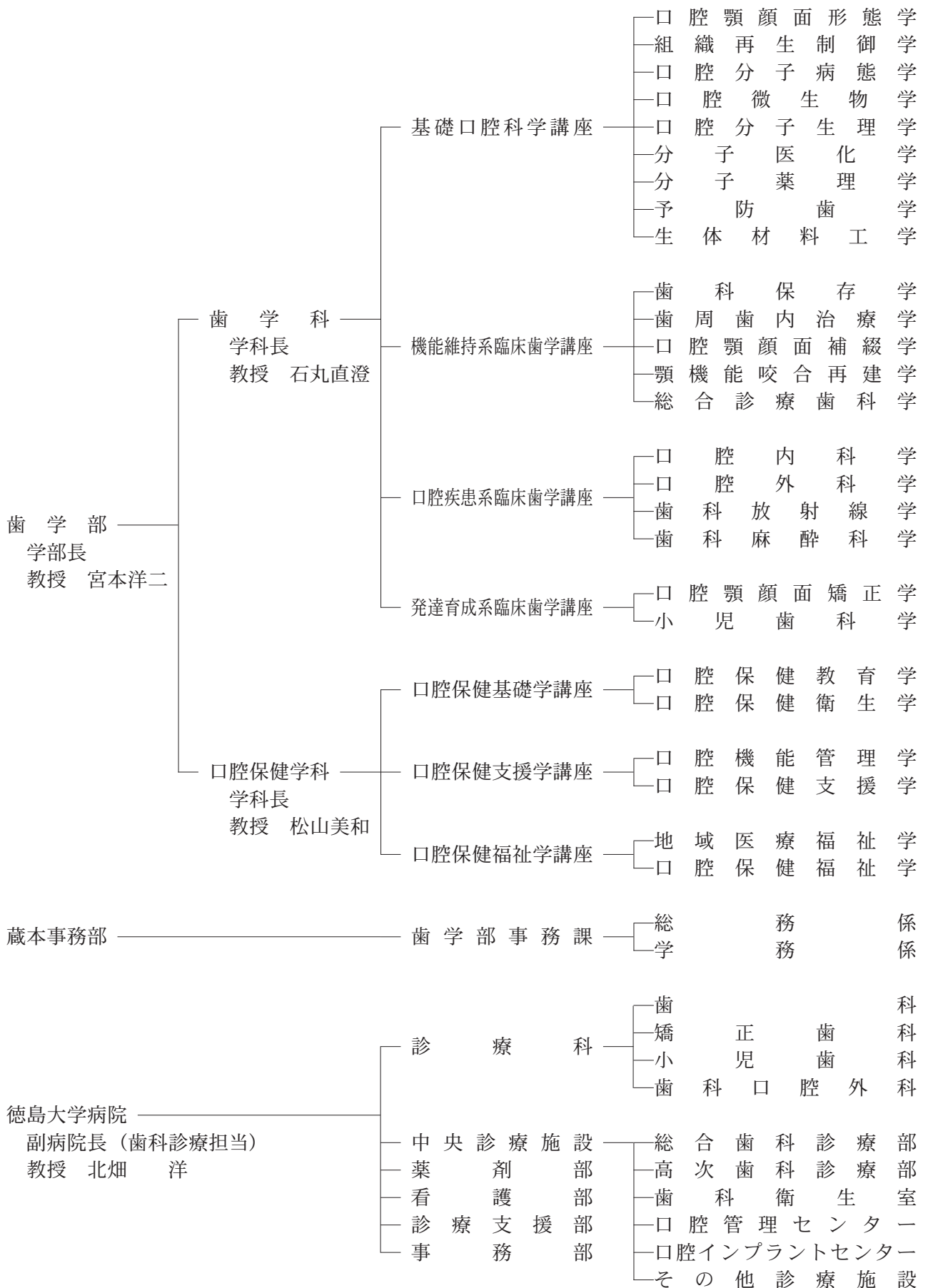
5 徳島大学歯学部沿革

昭和49年 5月	歯学部創設準備室設置
51年10月	徳島大学歯学部設置 2講座設置（口腔生化学，歯科矯正学）
52年 4月	3講座設置（歯科保存学第一，歯科補綴学第一，口腔外科学第一），5講座となる。 歯学部設置第1回生入学
53年 4月	5講座設置（口腔解剖学第一，口腔生理学，口腔病理学，歯科理工学，歯科保存学第二），10講座となる。
54年 4月	5講座設置（口腔解剖学第二，口腔細菌学，歯科薬理学，予防歯科学，歯科補綴学第二），15講座となる。
55年 4月	2講座設置（口腔外科学第二，歯科放射線学），17講座となる。
57年 4月	1講座設置（小児歯科学），18講座となる。
58年 3月	歯学部第1回生卒業
58年 4月	徳島大学大学院歯学研究科設置
平成14年 4月	1講座設置（歯科麻酔学），19講座となる。
16年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部設置
19年 4月	徳島大学歯学部口腔保健学科設置
23年 3月	徳島大学歯学部口腔保健学科第1回生卒業
23年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部口腔保健学専攻（修士課程）設置
25年 4月	歯学科19講座を4大講座に再編する。
27年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部口腔保健学専攻（博士後期課程）設置

6 徳島大学病院（歯科診療部門）沿革

昭和54年 4月	歯学部附属病院設置 7診療科設置（予防歯科，第一保存科，第二保存科，第一補綴科，第二補綴科，第一口腔外科，矯正科）
55年 4月	2診療科設置（第二口腔外科，歯科放射線科），9診療科となる。
57年 4月	1診療科設置（小児歯科），10診療科となる。
平成 3年 4月	1診療科設置（歯科麻酔科），11診療科となる。
9年 4月	1治療部設置（特殊歯科総合治療部），11診療科1治療部となる。
14年 4月	診療科等の組織を見直し，4診療科（歯科，矯正歯科，小児歯科，歯科口腔外科）， 2診療施設（総合歯科診療部，特殊歯科総合治療部）となる。
15年10月	医学部・歯学部附属病院となる。
18年 1月	特殊歯科総合治療部を改組し，高次歯科診療部を設置。
22年 4月	徳島大学病院となる。
25年11月	口腔インプラントセンターを設置。
27年 9月	新外来診療棟4階へ移転

7 徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図



8 徳島大学歯学部規則

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学歯学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、徳島大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、口腔と全身の健康に係る教育、研究、診療を通じて、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 歯学科は、歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

3 口腔保健学科は、口腔保健及び福祉の専門的立場から健康長寿の推進に貢献し、専門分野の教育、研究及び臨床における指導的役割を担う人材の育成をめざす。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって各学科別に選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目(以下「教養教育科目」という。)及び専門教育の授業科目(以下「専門教育科目」という。)により編成する。

(教養教育科目の履修等)

第3条の2 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則(以下「教養教育履修規則」という。)の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第3条の3 専門教育科目の区分は必修科目及び選択科目とする。

2 前項の専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(自由科目の履修手続)

第4条 前条第3項の規定により他の学部属する専門教育科目を自由科目として履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件等)

第5条 進級要件等については、教授会の議を経て別に定める。

(卒業研究)

第5条の2 口腔保健学科学生の卒業研究は、当該学科の講座のうちから一を選び、その講座責任者

(教授)の承認を受けて行うものとする。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第6条 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第6条の2 前条の規定により許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)が修得した単位又は学則第34条の4第1項の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3第1項の規定に基づき大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位の認定は、当該教育施設等が発行する成績証明書等により行う。

(履修報告書)

第6条の3 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに(外国の大学又は短期大学に留学する学生については、帰国の日から1月以内)、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験、卒業及び社会福祉士国家試験の受験資格

(試験)

第7条 成績の考査は、試験による。ただし、演習及び実習については、試験を行わないことがある。

2 口腔保健学科の卒業研究の成績の考査は、その研究業績の判定と口頭試験による。ただし、口頭試験は、省略することがある。

3 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

4 授業科目の試験を受けるには、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては授業時間数の4分の3以上出席していなければならない。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあつては、当該出席要件を満たしていなければならない。

(成績評価等)

第8条 成績は、100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不(59点以下)の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、放送大学の修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、

合格とする。

(試験の告示)

第9条 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事情のため、受験することができない者は、速やかに本学部長にその理由を記載した文書をもって届け出なければならない。

2 前項の届け出をした学生は、担当教員に願い出て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第11条 試験を受けて合格しなかった者及び前条第2項の追試験を受験することができなかった者は、再試験を受けることができる。

(卒業)

第12条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

歯学科

教養教育科目 52単位以上

専門教育科目 必修科目 156単位

選択科目 2単位以上

計 158単位以上

合計 210単位以上

口腔保健学科

教養教育科目 30単位以上

専門教育科目 必修科目 83単位

選択科目 15単位

計 98単位

合計 128単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

(社会福祉士国家試験の受験資格)

第12条の2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、選択科目のうち別に定める科目の単位を修得しなければならない。

第4章の2 転学部、編入学及び補欠入学

(転学部)

第12条の3 学則第22条の2の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(編入学)

第12条の4 学則第21条の4第2項の規定により入学した者の在学期間は、8年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(補欠入学)

第12条の5 学則第22条の規定により、本学部へ入学する者の入学年次は、第3年次とする。

2 前項により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、8年とする。

(2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(略)

附 則

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第5章及び第6章の規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和元年度以前に入学した者については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 (第3条の2第2項関係)

教養教育科目の履修要件

イ 歯学科

科目群	科目	授業題目	必修単位	選択必修単位	計
一般教養教育科目群	歴史と文化			14	16
	人間と生命				
	生活と社会	現代科学と研究倫理(知プラe)	2		
	自然と技術				
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目			2	2
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目				
基礎基盤教育科目群	自然科学入門	物理学	2		20
		化学－化学のしくみ－			
		生物学－基礎からの細胞生物学－			
	基礎数学	統計学	1		
		微分積分	1		
		医療情報処理	1		
	基礎生物	基礎生物学D I	1		
		基礎生物学D II	1		
		基礎生物学実験 A・B	2		
	基礎物理学	基礎物理学 I・物理学概論	1		
		基礎物理学 II・物理学概論	1		
		基礎物理学実験 A・B	2		
	基礎化学	基礎化学 I 物理化学 (平衡と反応速度)	1		
		基礎化学 II A・有機化学 (ライフサイエンスの基礎)	1		
		基礎化学 II B・有機化学 (ライフサイエンスの基礎)	1		
		基礎化学実験	2		
ウェルネス総合演習		2			
汎用的技能教育科目群	SIH 道場		1		3
	情報科学		2		
	スタディスキル				
	コミュニケーション				
地域科学教育科目群	地域科学教育科目				
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	臨床心理学	1		1
外国語教育科目群	英語	基盤英語	2		10
		主題別英語	2		
		発信型英語	2		
	ドイツ語	ドイツ語入門		4	
		ドイツ語初級			
	フランス語	フランス語入門			
		フランス語初級			
	中国語	中国語入門			
中国語初級					

合計 52単位

備考 eラーニング科目(大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目)は、教養教育科目(外国語の科目を含む。)として認定することができる。ただし、事前に本学を通して単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「eラーニング科目(大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目)」・「eラーニング科目(知プラe)」により修得できる単位数は合計で8単位までとする。徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

教養教育科目の履修要件

□ 口腔保健学科

科目群	科目	授業題目	必修単位	選択必修単位	計
一般教養教育科目群	歴史と文化			14	14
	人間と生命				
	生活と社会				
	自然と技術				
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目				
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目			2	2
基礎基盤教育科目群	基礎数学				2
	基礎物理学				
	基礎化学				
	ウェルネス総合演習		2		
汎用的技能教育科目群	SIH 道場	SIH 道場 ～アクティブラーニング入門～	1		3
	情報科学		2		
	スタディスキル				
	コミュニケーション				
地域科学教育科目群	地域科学教育科目				
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	臨床心理学	1		1
外国語教育科目群	英語	基盤英語	2		8
		主題別英語	2		
		発信型英語	2		
	ドイツ語	ドイツ語入門		2	
	フランス語	フランス語入門			
	中国語	中国語入門			

合計 30単位

備考1 eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）は、教養教育科目（外国語の科目を含む。）として認定することができる。ただし、事前に本学を通して単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）」・「eラーニング科目（知プラe）」により修得できる単位数は合計で8単位までとする。徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

備考2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、人間と生命の科目から心理学概論を履修することが望ましい。

別表2 (第3条の3第2項関係)

専門教育科目表

イ 歯学科

授 業 科 目	単 位 数		授 業 科 目	単 位 数	
	必修科目	選択科目		必修科目	選択科目
解 剖 学 第 一	13		歯 科 英 語	1	
解 剖 学 第 二			医 の 倫 理 と 安 全 管 理	1	
生 理 学	5		医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1	
生 化 学	5		社 会 と 歯 科 医 療	1	
病 理 学	6		加 齢 歯 科 学	2	
病 原 微 生 物 学	5		バ イ オ マ テ リ ア ル ・ バ イ オ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1	
薬 理 学	5		口 腔 イ ン プ ラ ン ト 学	1	
歯 科 理 工 学	5		早 期 体 験 実 習	2	
衛 生 公 衆 衛 生 学	1		統 合 臨 床 講 義	1	
予 防 歯 科 学	3		研 究 基 礎 ゼ ミ	3	
歯 科 保 存 学 第 一	8		歯 科 臨 床 示 説	2	
歯 科 保 存 学 第 二			臨 床 実 習	45	
歯 科 補 綴 学 第 一	10		内 科 学	3	
歯 科 補 綴 学 第 二			外 科 学	2	
口 腔 内 科 学	6		隣 接 医 学	3	
口 腔 外 科 学			総 合 歯 科 学 一		1
歯 科 矯 正 学	4		総 合 歯 科 学 二		1
小 児 歯 科 学	3		総 合 歯 科 学 三		1
歯 科 放 射 線 学	3		総 合 歯 科 学 四		1
歯 科 麻 酔 科 学	2		総 合 歯 科 学 五		1
特 別 科 目	3		計	156	5

専門教育科目表

□ 口腔保健学科

分野	授業科目	単位数		分野	授業科目	単位数	
		必修科目	選択科目			必修科目	選択科目
口腔保健基礎学	解剖学・生理学・生化学	4		口腔保健学	口腔疾患予防学	2	
	口腔解剖学・口腔生理学	5			口腔疾患予防学実習	2	
	病理学・口腔病理学	2			口腔介護学	2	
	薬理学・歯科薬理学	2			コミュニケーション論		1
	微生物学・免疫学	2			※現代社会と福祉		2
	歯科衛生士概論	2			※社会調査の基礎		1
	歯科衛生統計	1			※相談援助の基盤と専門職		2
	衛生行政	1			※相談援助の理論と方法		4
	衛生学・公衆衛生学	2			※地域福祉の理論と方法		2
	口腔衛生学	2			※福祉行財政と福祉計画		1
	オーラルヘルスプロモーション	1			※福祉サービスの組織と経営		1
	口腔保健衛生学基礎実習	2			※社会保障		1
	医療情報処理学	1			※高齢者福祉		1
	医療安全管理学	1			※障害者福祉		2
口腔保健支援助学	早期臨床実習	2		※児童・家庭福祉		2	
	発達系歯科学	2		※公的扶助		1	
	保存系歯科学	2		※保健医療サービス		1	
	補綴系歯科学	2		※就労支援サービス		1	
	外科系歯科学	2		※相談援助演習		5	
	歯科放射線学	1		※相談援助実習指導		2	
	歯科麻酔学	1		※相談援助実習		4	
	歯科保健指導論	1		隣接医科学	総合医科学	2	
	歯科診療補助論	2		医療倫理学	1		
	チーム歯科医療学	2		基礎看護学	1		
チーム歯科医療学基礎実習	2		口腔保健衛生学臨床実習	14			
高齢者口腔保健衛生学	1		口腔保健衛生学臨地実習	4			
障害者口腔保健衛生学	1		卒業研究	3			
摂食・嚥下リハビリテーション学	2						
栄養学	1		計	83	34		

備考1 選択科目15単位を履修すること。

備考2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、※印の科目すべてを履修すること。

注意

P12 第12条の徳島大学語学マイレージ・プログラムについては、700ポイント以上が卒業要件となる（「教養教育履修の手引」参照）。

マイレージプログラムの取扱いに関しては、以下の“取扱いについて”を参照すること。

9 歯学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成30年1月16日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、歯学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 マイレージ・プログラムの対象とする語学は、英語とする。
- 2 本学部各学科のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は、次表に掲げるとおりとし、学生が同表の左欄の科目等を履修したときは、学生は同表の右欄のマイレージポイントを取得することができる。

（歯学科）

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100 ※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目	歯科英語	120～200 ※②
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ ※③ 上限なし
語学留学		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）		30～ 上限なし
歯学部が実施するプログラム （国際交流活動・IFR）	留学生の滞在アテンダント担当	10点
	留学生との交流会	3点／1回
	論文の抄読会	3点／1回
	国際学会発表・交換学生プログラムにおける派遣先での発表のリハーサル	3点／1回
	自由討論	3点／1回
スーパー英語		30～80 ※⑤
高等教育研究センターが実施するプログラム（語学留学を除く。）		高等教育研究センター予備審査によるポイント数

※①主題別英語1と主題別英語2の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科英語点数（100点満点）×2とする。

③1回（90分）で3ポイント程度

④歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修（高等教育研究センター実施）にも30ポイント加算する。

⑤スーパー英語については、30～80ポイント程度を加算する。国際交流活動（IFRでの活動を中心としたプログラム）、国際学会発表には加点をする。

（口腔保健学科）

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100 ※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目 ※②	歯科衛生士概論	24～40
	早期臨床実習	36～60
	コミュニケーション論	60～100
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ ※③ 上限なし
語学留学		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）		30～ ※⑤ 上限なし
歯学部が実施するプログラム （国際交流活動・IFR）	留学生の滞在アテンダント 担当	10点
	留学生との交流会	3点／1回
	論文の抄読会	3点／1回
	国際学会発表・交換学生プ ログラムにおける派遣先で の発表のリハーサル	3点／1回
	自由討論	3点／1回
スーパー英語		30～80 ※⑤
高等教育研究センターが実施するプログラム（語学留学を除く。）		高等教育研究センター予備審査によるポイント数

※①主題別英語1と主題別英語2の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科衛生士概論（Dental Hygiene in English）・早期臨床実習（実践歯科英語）・コミュニケーション論を合計（200点満点）

③1回（90分）で3ポイント程度

④歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修（高等教育研究センター実施）にも30ポイント加算する。

⑤スーパー英語については、30～80ポイント程度を加算する。国際交流活動（IFRでの活動を中心としたプログラム）、国際学会発表には加点をする。

2-2 次の各号に掲げるマイレージポイントの申請は、別紙様式による。

※別紙様式は、歯学部学務係にあります。

- (1) 編入学，補欠入学，転学部及び転学科に伴う教養教育科目
- (2) 語学留学
- (3) 歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）
- (4) 歯学部が実施するプログラム（国際交流活動・IFR）
- (5) 高等教育研究センターが実施するプログラム（語学留学を除く。）

- 3 本学部が定めるマイレージレベルは、次表に掲げるとおりとし、前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて、学部長が学生に付与する。

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1,100以上
ゴールドクラス	900～1,099
ブロンズクラス	700～899
フリークエントクラス	500～699
ビジタークラス	500未満

- 4 実施要領第6条に定めるマイレージポイントの認定は、本学の教養教育科目に相当する授業科目は教養教育院教授会の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て、本学の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て、学部長が行う。
- 5 学部長は、転学部が許可された学生の受入れ又は学生の転学科を決定したときは、本学部教授会の議を経て、当該学生に係る転学部又は転学科前の科目等の履修を第2項に定める科目等の履修とみなし、同項に定めるマイレージポイントを再度付与することができる。
- 6 学生は、徳島大学歯学部規則第12条に規定する卒業の要件として、本学部規則で定める単位を取得するほか、第3項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有していなければならない。
- 7 学部長は、学生が次の各号に掲げる要件を満たした場合は、当該学生に対し歯学科5年次、口腔保健学科3年次の修了時に学部長表彰を行うことができる。
- (1) 付与されたマイレージレベルがゴールドクラス以上であること。
- 8 学部長は、マイレージレベルにおいてプラチナクラスを付与された学生のうちから特に優秀な成績を修めた者を、学長表彰の対象として推薦することができる。

10 徳島大学歯学部における試験等に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、徳島大学歯学部規則第1条第2項の規定に基づき、授業科目の試験等について必要な事項を定めるものとする。

(試験の科目)

第2条 歯学科において、試験は、次の授業科目について行う。

必修科目

基礎系授業科目

解剖学第一，解剖学第二，生理学，生化学，病理学，病原微生物学，薬理学，歯科理工学，衛生公衆衛生学

歯科臨床系授業科目

予防歯科学，歯科保存学第一，歯科保存学第二，歯科補綴学第一，歯科補綴学第二，口腔内科学，口腔外科学，歯科矯正学，小児歯科学，歯科放射線学，歯科麻酔科学，加齢歯科学，口腔インプラント学，統合臨床講義，総合歯科学，歯科臨床示説

関連医学科目

内科学，外科学，隣接医学（小児科学，臨床検査医学，耳鼻咽喉科学，神経精神医学，整形外科，産科婦人科学，眼科学，皮膚科学，泌尿器科学，栄養学，医事法制）

特別科目

医学細胞生物学・人類遺伝学，歯学概論，口腔と健康

早期体験実習

研究基礎ゼミ

臨床実習

総合科目

歯科英語，医の倫理と安全管理，医療コミュニケーション，社会と歯科医療，バイオマテリアル・バイオエンジニアリング

選択科目

総合歯科学一，総合歯科学二，総合歯科学三，総合歯科学四，総合歯科学五

第2条の2 口腔保健学科において、試験は、次の授業科目について行う。

口腔保健基礎学

解剖学・生理学・生化学，口腔解剖学・口腔生理学，病理学・口腔病理学，薬理学・歯科薬理学，微生物学・免疫学，歯科衛生士概論，歯科衛生統計，衛生行政，衛生学・公衆衛生学，口腔衛生学，オーラルヘルスプロモーション，口腔保健衛生学基礎実習，医療情報処理学，医療安全管理学，早期臨床実習

口腔保健支援学

発達系歯科学，保存系歯科学，補綴系歯科学，外科系歯科学，歯科放射線学，歯科麻酔学，歯科保健指導論，歯科診療補助論，チーム歯科医療学，チーム歯科医療学基礎実習，高齢者口腔保健衛生学，障害者口腔保健衛生学，摂食・嚥下リハビリテーション学，栄養学，

口腔疾患予防学，口腔疾患予防学実習

口腔保健福祉学

口腔介護学，コミュニケーション論，現代社会と福祉，社会調査の基礎，相談援助の基盤と専門職，相談援助の理論と方法，地域福祉の理論と方法，福祉行財政と福祉計画，福祉サービスの組織と経営，社会保障，高齢者福祉，障害者福祉，児童・家庭福祉，公的扶助，保健医療サービス，就労支援サービス，相談援助演習，相談援助実習指導，相談援助実習

隣接医学

総合医科学，医療倫理学，基礎看護学

口腔保健衛生学臨床実習

口腔保健衛生学臨地実習

卒業研究

(進級の認定時期，方法等)

第3条 第2年次以上の学生は，所定の授業科目について，その試験に合格しなければ，次の年次の授業を受けることができない。

進級の認定時期，方法は，歯学科においては別表1のとおり，口腔保健学科においては，別表2のとおりとする。

附 則

この細則は，昭和58年4月1日から施行し，昭和58年度以降に専門課程の第1年次に在学することとなる者から適用する。

附 則

この細則は，平成17年4月1日から施行し，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成20年4月1日から施行し，平成19年度以前に入学した者については，改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成21年4月1日から施行し，平成20年度以前に入学した者については，改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成22年4月1日から施行し，平成21年度以前に入学した者については，改正後の別表1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成23年4月1日から施行し，平成22年度以前に入学した者については，改正後の規定，別表1及び別表2にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この細則は，平成24年4月1日から施行し，平成23年度以前に入学した者については，改正後の規定，別表1及び別表2にかかわらず，なお従前の例による。

別表1

進級の認定時期，方法等

イ 歯学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第1年次から 第2年次への 進 級	第1年次の 学 年 末	外国語教育科目群，情報科学及び基礎基盤教育科目群の合計単位で5単位以上が再受講となった場合は留年とする。ただし，一般教養教育科目群又はグローバル化教育科目群，イノベーション教育科目群，汎用的技能教育科目群の単位の修得状況によっては，外国語教育科目群，情報科学及び基礎基盤教育科目群の再受講が4単位以下でも留年となることがある。
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 前 期 末	教養教育科目の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。ただし，後期に開講される講義で不足単位の修得が可能なときは，仮進級できる場合もある。
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 学 年 末	教養教育科目及び早期体験実習の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。
第3年次から 第4年次への 進 級	第3年次の 学 年 末	解剖学第一，解剖学第二，生理学，生化学，病原微生物学，歯科理工学，研究基礎ゼミ及び第3年次前期までに終了する特別科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第4年次から 第5年次への 進 級	第4年次の 前 期 末	病理学，薬理学，衛生公衆衛生学及び第3年次後期までに終了する特別科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第4年次から 第5年次への 進 級	第4年次の 学 年 末	予防歯科学，歯科保存学第一，歯科保存学第二，歯科補綴学第一，歯科補綴学第二，医の倫理と安全管理，医療コミュニケーション並びに第4年次前期に終了する特別科目及び総合科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。
第5年次から 第6年次への 進 級	第5年次の 前 期 末	口腔内科学，口腔外科学，歯科矯正学，小児歯科学，歯科放射線学，歯科麻酔科学及び第4年次に終了する総合科目・関連医学科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。また，臨床実習への進級要件を満たさなければ臨床実習を受けることはできない。
卒 業	第6年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

進級の認定時期, 方法等

□ 口腔保健学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第1年次から 第2年次への 進 級	第1年次の 学 年 末	下記の履修要件を満たし、かつ、1年次の必修科目を修得しなければ留年とする。 ・教養教育科目 22単位以上 (基盤英語2単位と主題別英語2単位を含む。)
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 学 年 末	下記の履修要件を満たし、かつ、必修科目を修得しなければ留年とする。 ・教養教育科目 30単位以上 ・専門教育科目(必修) 歯科衛生士概論 2単位 衛生行政 1単位 医療情報処理学 1単位 早期臨床実習 2単位 解剖学・生理学・生化学 4単位 口腔解剖学・口腔生理学 5単位 病理学・口腔病理学 2単位 薬理学・歯科薬理学 2単位 微生物学・免疫学 2単位 歯科衛生統計 1単位 口腔衛生学 2単位 口腔保健衛生学基礎実習 2単位
第3年次から 第4年次への 進 級	第3年次の 前 期 末	下記の必修科目を修得しなければ留年とする。 衛生学・公衆衛生学 2単位 オーラルヘルスプロモーション 1単位 発達系歯科学 2単位 保存系歯科学 2単位 補綴系歯科学 2単位 外科系歯科学 2単位 歯科放射線学 1単位 歯科麻酔学 1単位 歯科診療補助論 2単位 チーム歯科医療学 2単位 チーム歯科医療学基礎実習 2単位 栄養学 1単位 口腔疾患予防学 2単位 口腔疾患予防学実習 2単位
第3年次から 第4年次への 進 級	第3年次の 学 年 末	下記の履修要件を満たし、かつ、必修科目を修得しなければ留年とする。 ・高齢者口腔保健衛生学(1単位)、障害者口腔保健衛生学(1単位)、摂食・嚥下リハビリテーション学(2単位)、口腔介護学(2単位)、医療安全管理学(1単位)、歯科保健指導論(1単位) ・第3年次までに終了する口腔保健福祉学の選択必修科目(15科目23単位)のうち15単位以上
卒 業	第4年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

11 徳島大学歯学部歯学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1回の授業について、講義、演習については2時間、実習については1時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義、演習	15時間
	実習	30時間

(2) GPA

GPA は学生が履修した授業科目の成績 (GP) をもとに、学生が履修した全科目の成績の平均値を算出したものです。

本学が全学的に導入している標準 GPA の算出式を下記に示します。この GPA の定義は、科目毎の成績を段階評価した後、合格した科目の成績だけでなく、不合格科目の成績も平均値の計算に利用するところが特徴です。

・ GP (Grade Point) : 成績評価

90点以上 = 4

80点以上90点未満 = 3

70点以上80点未満 = 2

60点以上70点未満 = 1

60点未満 = 0

・ GPA (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

$$\text{GPA} = \frac{\text{評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数} \text{の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

(3) CAP

履修科目数上限が設けられています。

1 年生 年間48単位まで

2 年生 年間48単位 (相当) まで

3 年生 年間45単位 (相当) まで

4 年生 年間45単位 (相当) まで

5 年生 年間40単位 (相当) まで

6 年生 年間25単位 (相当) まで

(4) 学年、学期及び休業日

① 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

② 学年を分けて次の2学期とします。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

各期は15週を消化するものとします。

③ 休業日は、次のとおりです。なお必要により下記工からキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 開学記念日 11月2日

エ 春季休業 4月1日から4月5日まで

オ 夏季休業 8月1日から8月31日まで

カ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

キ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

④ 6年次の卒業認定日は、3月3日です。(ただし、3月3日が土曜日、日曜日の場合は、その翌々日、または翌日の月曜日を卒業認定日とする。)

(5) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては4分の3以上出席していなければ、試験を受けることはできません。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあつては、当該出席要件を満たしていなければなりません。なお、遅刻は1/3回の欠席として計算します。

① 試験の欠席・追試験

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係にすみやかに連絡をし、必ず追試験願を提出してください。

なお、追試験の再試験は行わないこととします。

② 再試験

試験を受けて不合格となった者は、再試験を受けることができます。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)と区分されます。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、歯学部掲示板および試験担当分野の指定場所にそのつど掲示して通知します。

⑤ 進級認定

認定時期に合わせて、掲示により通知します。通知時期についても、掲示により通知します。

(6) 成績に関する疑義について

成績について疑義がある場合は、成績通知から1週間以内に授業担当教員または歯学部事務課学務係に申し出ることができます。調査・検討した結果は、2週間以内に通知します。

(7) 試験における不正行為に対する措置について

試験(追試験, 再試験を含む。)において, 不正行為をした者は, 学則の規定により懲戒を受けるほか, その学期中に履修した全科目の成績が取り消され, 改めて所定の科目を履修しなければなりません。(留年となります。)

レポートなどにおいて, 他人の文章などを写して自分の文章などと詐称した場合は不正行為とみなされるので注意して下さい。

(8) 臨床実習について

- ① 歯科臨床科目および共用試験合格者でなければ, 臨床実習を受けることができません。
- ② 臨床実習は, 本学部教員及び学外の実習等協力機関に所属する医療人の厳格な指導のもとに, 大学病院各科(部)及び実習等協力機関において診療の基本を修得するものとします。
- ③ 臨床実習期間は, 別途通知します。

(9) 学生実習用器具について

- ① 学生実習用器具の貸与
学生の経費負担を軽減するために, 実習用器具として貸与するものがあります。
- ② 学生実習用器具の学生購入
学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(10) 歯学科教授等一覧

所属講座	氏名等	メールアドレス	備考
基礎 口腔 科学	口腔顎顔面形態学 教授 ば ば お と 馬 場 麻 人	baba.otto@tokushima-u.ac.jp	5年次生クラス担当教員
	組織再生制御学 教授 やま ちと あき ひと 山 本 朗 仁	akihito@tokushima-u.ac.jp	4年次生クラス担当教員
	口腔分子病態学 教授 いし まる なお ずみ 澄 石 丸 直 澄	ishimaru.n@tokushima-u.ac.jp	1年次生クラス担当教員
	口腔微生物学 教授 ふじ い ひで き 藤 猪 英 樹	hfujii@tokushima-u.ac.jp	3年次生クラス担当教員
	口腔分子生理学 教授 吉 むら ひろし 弘	hyoshimu@tokushima-u.ac.jp	2年次生クラス担当教員
	分子医化学 教授		
	分子薬理学 教授		
	予防歯学 教授 い とう ひろ お 伊 藤 博 夫	itohiro@tokushima-u.ac.jp	
機能維持系 臨床歯学	生体材料工学 教授 はま だ けん いち 濱 田 賢 一	hamada.dent@tokushima-u.ac.jp	6年次生クラス担当教員
	歯科保存学 教授		
	歯周歯内治療学 教授 ゆ もと ひろ みち 湯 本 浩 通	yumoto@tokushima-u.ac.jp	3年次生クラス担当教員
	口腔顎顔面補綴学 教授 いち かわ てつ お 市 川 哲 雄	ichi@tokushima-u.ac.jp	2年次生クラス担当教員
	顎機能咬合再建学 教授 まつ か よし ぞう 三 松 香 芳 三	matsuka@tokushima-u.ac.jp	1年次生クラス担当教員
口腔疾患系 臨床歯学	総合診療歯科学 教授 かわ の ふみ あき 昭 河 野 文 昭	fumiaki@tokushima-u.ac.jp	
	口腔内科学 教授 あずま まさ ゆき 東 雅 之	azumamasayuki@tokushima-u.ac.jp	
	口腔外科学 教授 みや もと よう じ 二 宮 本 洋 二	miyamoto@tokushima-u.ac.jp	5年次生クラス担当教員
	歯科放射線学 教授 ほん だ えい いち 本 田 栄 一	honda@tokushima-u.ac.jp	4年次生クラス担当教員
産後臨床 歯学	歯科麻酔科学 教授 きた はた ひろし 北 畑 洋	hiroshi@tokushima-u.ac.jp	
	口腔顎顔面矯正学 教授 た なか えい じ 二 田 中 栄 二	etanaka@tokushima-u.ac.jp	
小児歯科学 教授 いわ もと つとむ 勉 岩 本 勉	iwamoto@tokushima-u.ac.jp	6年次生クラス担当教員	

12 徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1回の授業について、講義については2時間、演習については1時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義	15時間
	演習	30時間
	実習	45時間

なお、卒業研究はこの限りではありません。

(2) GPA

GPA は学生が履修した授業科目の成績 (GP) をもとに、学生が履修した全科目の成績の平均値を算出したものです。

本学が全学的に導入している標準 GPA の算出式を下記に示します。この GPA の定義は、科目毎の成績を段階評価した後、合格した科目の成績だけでなく、不合格科目の成績も平均値の計算に利用するところが特徴です。

・ GP (Grade Point) : 成績評価

90点以上 = 4

80点以上90点未満 = 3

70点以上80点未満 = 2

60点以上70点未満 = 1

60点未満 = 0

・ GPA (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

$$\text{GPA} = \frac{\text{(評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

(3) CAP

履修科目数上限が設けられています。

1 年生 年間48単位 (相当) まで

2 年生 年間48単位 (相当) まで

3 年生 年間48単位 (相当) まで

4 年生 年間25単位 (相当) まで

(4) 学年, 学期及び休業日

① 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

② 学年を分けて次の2学期とします。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

各期は15週を消化するものとします。

③ 休業日は、次のとおりです。なお、必要により下記エからキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 開学記念日 11月2日

エ 春季休業 4月1日から4月5日まで

オ 夏季休業 8月1日から8月31日まで

カ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

キ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

④ 4年次の卒業認定日は、3月3日です。(ただし、3月3日が土曜日、日曜日の場合は、その翌々日、または翌日の月曜日を卒業認定日とする。)

(5) 教育課程

① 卒業要件

卒業するためには、4年以上在学し、次の区分に従い128単位以上を修得することが必要です。

教 養 教 育 科 目		30単位以上
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	83単位
	選 択 科 目	15単位
	計	98単位
合 計		128単位以上

② 学位の授与

本学科を卒業した者に対して、学士（口腔保健学）の学位が授与されます。

③ 国家試験受験資格

本学科の卒業生には、歯科衛生士国家試験の受験資格が与えられます。

また、所定の単位を取得した者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。なお、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、(II)社会福祉士国家試験受験資格について(31ページ)を参照し、計画的に単位を修得してください。

(6) 授業の履修等について

① 履修手続

専門教育科目のうち必修科目については、一括登録しますので、履修登録手続きは不要です。

② 履修上の注意

ア 以下の科目を選択していない者は、「相談援助演習」、「相談援助実習指導」、「相談援助実習」を履修することはできません。

- ・現代社会と福祉
- ・社会調査の基礎
- ・相談援助の基盤と専門職
- ・相談援助の理論と方法

- ・地域福祉の理論と方法
- ・福祉行政と福祉計画
- ・福祉サービスの組織と経営
- ・社会保障
- ・高齢者福祉
- ・障害者福祉
- ・児童・家庭福祉
- ・公的扶助
- ・保健医療サービス
- ・就労支援サービス

イ 同一曜日の同一時間帯に複数の授業科目を履修することはできません。

ウ 履修登録されていない科目については、単位認定されないことがあります。

③ 授業の欠席

専門教育科目の授業を欠席する場合は、「欠席届」を学務係に提出してください。

(7) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては4分の3以上出席していなければ、試験を受けることはできません。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあつては、当該出席要件を満たしていなければなりません。

なお、遅刻は1／3回の欠席として計算します。

① 試験の欠席・追試験

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係にすみやかに連絡をし、必ず追試験願を提出してください。

なお、追試験の再試験は行わないこととします。

② 再試験

試験を受けて不合格となった者は、再試験を受けることができます。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）、可（60点以上）と区分されます。

なお、卒業研究の評価は、「合」または「否」となります。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、歯学部掲示板および試験担当分野の指定場所にそのつど掲示して通知します。

⑤ 進級認定

認定時期に併せて、掲示により通知します。通知時期についても、掲示により周知します。

(8) 成績に関する疑義について

成績について疑義がある場合は、成績通知から1週間以内に授業担当教員または歯学部事務課学務係に申し出ることができます。調査・検討した結果は、2週間以内に通知します。

(9) 試験における不正行為に対する措置について

試験（追試験，再試験を含む。）において不正行為をした者は、学則の規定により懲戒を受けるほか、その学期中に履修した全科目の成績が取り消され、改めて所定の科目を履修しなければなりません。（留年となります。）

レポートなどにおいて、他人の文章などを写して自分の文章などと詐称した場合は不正行為とみなされるので注意して下さい。

(10) 学生実習用器具について

① 学生実習用器具の貸与

学生の経費負担を軽減するために、実習用器具として貸与するものがあります。

② 学生実習用器具の学生購入

学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(11) 社会福祉士国家試験受験資格について

所定の単位を修得することにより、社会福祉士国家試験の受験資格が得られます。

修得すべき科目及び単位と、本学で開設する授業科目及び単位との関係は、以下のとおりです。

社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、必要な授業科目を確認し、充分注意して履修計画をたててください。

指 定 科 目	本学開設授業科目	単 位 数	開講学年
人体の構造と機能及び疾病	総合医科学	2	3
心理学理論と心理的支援	心理学概論※	2	1
社会理論と社会システム			
現代社会と福祉	現代社会と福祉	2	1
社会調査の基礎	社会調査の基礎	1	1
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職	2	1
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法	4	2
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法	2	2～3
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	1	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	1	3
社会保障	社会保障	1	3
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉	1	3
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉	2	3
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉	2	3
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助	1	3
保健医療サービス	保健医療サービス	1	3
就労支援サービス	就労支援サービス	1	3
権利擁護と成年後見制度			
更生保護制度			
相談援助演習	相談援助演習	5	3～4
相談援助実習指導	相談援助実習指導	2	3～4
相談援助実習	相談援助実習	4	3
合 計		37	

※「心理学概論」は教養教育科目です。1年次で履修することが望ましい。

(12) 口腔保健学科教員一覧

所属講座	氏 名 等			連 絡 先		備 考
				研 究 室	メ ー ル ア ド レ ス	
口腔保健基礎学	教授	い が ひろ き 伊 賀 弘 起	教授室 (5 F)	iga@tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員	
	教授	ひ の で だい すけ 日野出 大 輔	教授室 (5 F)	hinode@tokushima-u.ac.jp		
	准教授	よし だ か や 吉 田 賀 弥	第3研究室 (5 F)	kaya@tokushima-u.ac.jp	1年次生 クラス担当教員	
	講師	ふく い まこと 福 井 誠	教 員 室 (5 F)	fmakoto@tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員	
	助教	さか もと はる み 坂 本 治 美	第5研究室 (5 F)	sakamoto.harumi@tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員	
口腔保健支援学	教授	お 尾 ぎ 崎 かず み 尾 崎 和 美	教 授 室 (5 F)	ozaki@tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員	
	教授	まつ やま み わ 松 山 美 和	教 授 室 (5 F)	miwa.matsuyama@tokushima-u.ac.jp	3年次生 クラス担当教員	
	助教	せ やま ま り こ 瀬 山 真 莉 子	教 員 室 (5 F)	seyama.mariko@tokushima-u.ac.jp		
	助教	わた なべ あか り 渡 辺 朱 理	教 員 室 (5 F)	akari.watanabe@tokushima-u.ac.jp		
口腔保健福祉学	教授	しら やま やす ひこ 白 山 靖 彦	教 授 室 (5 F)	shirayama@tokushima-u.ac.jp	4年次生 クラス担当教員	
	講師	やなぎ さわ し づ こ 柳 沢 志 津 子	第5研究室 (5 F)	yanagisawa@tokushima-u.ac.jp	2年次生 クラス担当教員	
	助教	たけ うち ゆう こ 竹 内 祐 子	第5研究室 (5 F)	yukotakeuchi@tokushima-u.ac.jp		

13 一般周知事項

〔第2年次前期までは、主として「教養教育履修の手引」に掲載されている「学生生活」の欄を参照のこと。〕

1 クラス委員（総代）について

クラス委員（総代）は、毎学年始めクラスより正1人、副2人を選出し学務係まで届け出ること。

2 各種証明書について

(1) 学生証は、通学の際は、必ず携帯しなければならない。学生証は、出席確認や歯学部建物への夜間パスカードともなっているため、その保管には充分注意すること。

なお、汚損、紛失したときは、直ちに学生証汚損（紛失）届を提出し、再交付を受けなければならない。紛失した学生証が見つかった場合、旧の学生証は学務係へ提出すること。

(2) 在学証明書・成績証明書、学割証の交付を希望する者は、学生証を使って、自動発行機で発行する。

学割証は年間1人10枚以内となっているため、あらかじめ使用計画をたて、これを不正使用したり、誤って使用することのないよう注意すること。

通学証明書等の交付を希望する者は、交付希望日の3日前（土曜、日曜及び祝日は除く）までに学務係に申し出ること。

3 願い出、届出について

(1) 休学、復学、退学をしようとするときは、所定の願書に必要事項を記入し、保証人連署のうえ学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(2) 宿所届は、毎学年始め所定の用紙に記載し、学務係に提出すること。また、住所や連絡先を変更したときは、その都度、速やかに学務係に届け出ること。

(3) 一週間以上引き続き欠席するときは、欠席届に病気の場合は医師の診断書を添え、その他の場合は詳細な理由を記載し、学務係に提出しなければならない。ただし、試験の場合は、その都度学務係に提出しなければならない。

(4) 戸籍事項、保証人、保証人の住所等に異動があったときは、速やかに学務係に届け出ること。

(5) 欠席の場合は欠席届を速やかに学務係に提出すること。また当日欠席する場合は欠席する旨を電話にて学務係に申しでること。

(6) 海外渡航する場合、事前に届出を学務係へ提出すること。

(7) 自転車あるいは自動二輪車で通学する場合は学務係に駐輪証の交付を申しでること。

4 授業料について

(1) 授業料は、口座振替の申し込み手続きを行ったうえ、毎年、前期分は4月、後期分は10月の指定された日に預金口座からの自動引き落としにより納付しなければならない。

ただし、特別な事情で口座振替によって授業料を納めることが困難な者は、前期分は4月末日、後期分は10月末日までに蔵本事務部会計課経理係に直接納付しなければならない。

- (2) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者及び特別な事情で納付が困難な者は、願い出により授業料を免除される制度がある。

5 学生に対する告示、通知等について

大学からの通知は「学生用教務事務システム」からの通知を基本とする。ただし、内容によっては、掲示板等の利用も行う。

6 歯学部内における注意事項

(1) 一般注意事項

- ア 防火、節電、節水に心掛けること。
敷地内及び建物内は全て禁煙である。
- イ 設備、備品等の保全に努めること。
設備備品等を破損または紛失した場合はすみやかに学務係に届け出て指示に従うこと。
- ウ 騒音を慎み、他に迷惑を及ぼさないこと。
- エ 印刷物等の配布及び掲示については所定の方法に従うこと。(第10項参照)
- オ 非常口は非常の時以外の使用を禁止する。
- カ 夜間・休日における歯学部内でのトラブルについては、すみやかに担任まで電話連絡すること。

(2) 講義室、実習室及び示説室使用上の注意

- ア 室内での飲食は禁止する。
- イ 室内は、授業に妨げのないよう常に整頓し、清潔を心掛けること。私物を放置しないこと。
- ウ 一般刊行物の配布及び印刷物等の掲示を禁止する。
- エ 使用時間は、原則として17時30分までとする。
これ以後使用する場合は、あらかじめ学務係へ届け出て使用すること。ただし、カリキュラムによる場合はこの限りでない。

(3) 学生控室使用上の注意

- ア 学生控室は原則として控室としての目的以外に使用してはならない。他の目的で使用する場合は学務係に届け出て許可を受けること。
- イ 室内は整理、整頓し、清潔を心掛けること。
- ウ 控室には、防火設備（熱感知器、煙感知器、スプリンクラー）、その他種々の設備、備品等が設備されているのでこれらの保全に十分注意すること。
- エ 騒音を慎み、他に迷惑を及ぼさないこと。
- オ 防火、節電、節水に心掛けること。
 - 壁面の電気コンセントの無断使用を禁ずる。
 - 照明装置、換気扇、冷暖房装置は不要の時及び退室時にはスイッチを切っておくこと。
 - 水道使用時には溢水させないように注意すること。
- カ 印刷物等は無断で掲示及び配布することを禁止する。
(第10項印刷物等の掲示及び配布に関する注意事項参照)
- キ 使用時間は8時から19時までとする。
時間外及び学生休業日の使用は、あらかじめ学務係に届け出て使用すること。

また、使用終了した時は、とくに火気の安全を確認し、異常の有無を至近の開業日に学務係へ報告しなければならない。

ク 学生用ロッカーを貸与する。

盗難防止に努めること。現金等貴重品の取扱にはとくに注意すること。貸与した鍵を紛失した時は学務係に届け出ること。ただし再作製の費用は各自で負担すること。

(4) 学生自習室，学生談話室，パソコン室使用上の注意

「2F学生自習室，3F学生談話室，3Fパソコン室利用規約」(42ページ)を参照すること。

7 健康診断について

本学で行う定期健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

未受診の者は実習を受講できないことがある。

入学時に実施したウイルス抗体検査にて「抗体価陰性」あるいは「抗体価陽性（基準を満たさない）」の者はワクチンを接種すること。

臨床実習に際して、学生賠償保険に加入しなければならない。

8 学生団体について

(1) 一つの学部の学生で構成する学生団体を設立しようとするときは、助言指導教員を定め、「学生団体設立承認願」を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

学生団体設立承認願等の記載事項を変更しようとするときも、前記に準ずるものとする。

(2) 学生団体承認の有効期限は、その年度限りであるから、有効期間の更新を希望するときは、毎年度末までに、「学生団体継続届」を学部長に提出しなければならない。

(3) 解散をしようとする学生団体は、「学生団体解散届」を学部長に提出しなければならない。

9 学生の集会、行事等について

(1) 一つの学部の学生又は学生団体が、集会、行事等を行おうとするときはあらかじめ、責任者は「集会、行事等届」を、学外者又は学外団体が参加する集会、行事等を行おうとするときは、「集会、行事等願」を学部長に提出し、願書によるものについてはその承認を得なければならない。

(2) 学生団体が、学外の団体に加入し、又は学外団体の行う集会、行事等に参加しようとするとき、責任者は、「学外団体加入承認願」又は「学外団体の集会、行事等参加承認願」を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 集会、行事等のため、本学の施設、建物等を使用するときは、所定の願書を提出し、その許可を受けなければならない。

(4) 学生が、集会、行事等を願い出るときは、学生委員又は関係教員による助言指導教員を定めなければならない。

10 印刷物等の掲示及び配布について

(1) 学生又は学生団体が掲示しようとするときは、掲示物を学務係へ提出し受付印を受けて所定の掲示板に掲示すること。掲示については次の事項を守ること。

ア 掲示物の大きさは、B3版(51.5cm×36.4cm)までとする。

イ 掲示責任者の年次，氏名を明記すること。

ウ 掲示期間は7日以内とする。7日以上掲示を必要とする場合は，掲示期間満了の日に再承認を受けること。

エ 掲示期間を経過したものは，必ず掲示責任者が撤去すること。

(2) ビラ，パンフレット等の印刷物等を学内で配布しようとするときは，所定の「文書印刷物配布届」に印刷物を添えて，学務係へ提出すること。

11 次に掲げる願書，届書は，(1)から(3)までは実施日の4日前までに，(4)から(6)までは実施日の前日までに提出のこと。

(1) 集会施設（場所）使用許可願

(2) 集会，行事等願

(3) 学外団体の集会，行事等参加承認願

(4) 集会，行事等届

(5) 文書印刷物配布届

(6) 掲示物

12 学務係の執務時間

月～金 8時30分～17時15分（休日は除く）

13 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金に関することは，医学部学生係まで問い合わせること。

(医学部学生係 医学部医学基礎A棟1階 TEL：633-7030)

日本学生支援機構以外の奨学金に関することは，歯学部学務係まで問い合わせること。

14 学生教育研究災害傷害保険について

教育研究活動中における不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入することとしている。

不幸にして災害傷害が起きた場合は，学務部学生支援課を通じ保険会社へ請求することとなるが，手続き等については学務係に問合せること。

14 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置について

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」, 「暴風警報と洪水警報」, 「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各教育部長(以下「各学部長等」という。)が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

15 図書館について

徳島大学附属図書館は、常三島地区の本館と蔵本地区の蔵本分館とがあり、蔵本分館には、主に生命科学系の資料を所蔵している。図書館入口のゲートは学生証で開くようになっており、どちらの図書館も利用できる。また、広く一般にも公開されている。

1 開館時間と休館日

(1) 開館時間

	月～金	土	日・祝日
授業期	8:30-21:00 (本館は22:00まで)	10:00-17:00	10:00-17:00
休業期	8:30-17:00	10:00-17:00	休館

(2) 休館日

休業期間中の日曜・祝日、5月の連休、大学の夏季一斉休業日、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）、毎月第2金曜日の午前中（蔵書整理日。ただし4・7・1・2・3月を除く）、その他臨時休館日（本館は休館日が異なる時がある）。詳細は図書館ホームページまたは館内掲示を参照。

(3) 時間外特別利用

蔵本地区の教職員、院生及び学生のうち、開館時間外特別利用の申請をして許可を受けた者は、図書館閉館日や休館日の定められた時間内で、図書館資料の閲覧及び複写利用ができる。

2 貸出・返却

(1) 貸出・延長

自動貸出装置から貸出手続きができる（学生証を使用する）。

冊数	期間	貸出期間の延長
5冊	14日以内	貸出期間内で他に予約者がいない場合は、1回に限り貸出期間延長可能。

※雑誌は原則として貸出しない。ただし一夜貸出は可。

(2) 返却

本館・分館どちらの図書館でも返却できる。図書館閉館時は、玄関横のブックポストへ返却することができる。返却が遅れた場合は、遅れた日数分、自動的に貸出停止になる。

(3) 予約、本館の資料取り寄せ

読みたい図書が貸出中の場合、予約することができる。また、本館の図書を取り寄せ、分館の資料とは別に5冊14日以内借りることができる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。

3 蔵 書

(1) 蔵書数（蔵本分館）

区 分	和 書	洋 書	計	備 考
図 書	83,982冊	97,265冊	181,247冊	平成31年3月 現 在
学 術 雑 誌	3,256種	3,301種	6,557種	

(2) 電子図書館

学術雑誌の電子ジャーナルや、各種文献データベースを多数導入している。これらは、いつでも学内ネットワークを通じて利用できる。

4 利用支援サービス

(1) レファレンス、講習会

資料の利用のしかたや、あることならについて調べる方法等の、レファレンスを随時受け付けている。

また、図書館利用のためのオリエンテーションや館内案内ツアー、蔵書検索方法や各種データベース等の利用説明会を開催している。希望があれば随時開催するので、図書館カウンターへ申し込むこと。

(2) マイライブラリ

図書館ホームページ上の個人ページのことで、ここから以下の申し込みができる。

- ・借りている図書の貸出期間延長
- ・他の人が借りている図書の予約
- ・図書館に置いてほしい図書の購入希望（無料）
- ・他大学からの論文コピーや図書の取り寄せの申し込み（有料）

5 資料の複写

著作権法で認められた範囲内で、資料を複写することができる。コピー機はコイン式のコピー機とプリペイドカード式のコピー機を設置している（1枚10円、モノクロのみ）。カードは生協で購入すること。

6 図書館からのお知らせ

図書館ホームページや館内掲示板・ブログ・SNSなどに図書館からのお知らせを掲載する。

- 図書館 HP（蔵本分館） <https://www.lib.tokushima-u.ac.jp/kura.shtml>
- 蔵本分館ブログ（徳島大学附属図書館蔵本分館日誌） <https://tokudaibunkan.blogspot.com/>
- Twitter https://twitter.com/TokushimaU_lib
- Facebook <https://www.facebook.com/tokushima.univ.library>
- Instagram https://www.instagram.com/TokushimaU_lib

16 徳島大学学生懲戒規則（抜粋）

（単位認定試験等における不正行為）

第17条 学長は、単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消す措置を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、単位認定試験等における学生の不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

17 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、徳島大学学生懲戒規則第17条第2項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（不正行為の定義）

第2条 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

（1）試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

（2）レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

（不正行為の未然防止）

第3条 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

第5条 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

第6条 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

第7条 この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

18 2F学生自習室, 3F学生談話室, 3Fパソコン室 利用規約

2012. 04. 01

0. 表題；表記の3室を、学生が使用する場合の利用規約を以下の通り定める。
1. 飲食；3F学生談話室は飲食可、2F学生自習室、3Fパソコン室は**飲食不可**とする。
2. 談話；学生談話室はグループ学習優先のため談話可とし、2F学生自習室は自習優先のため、原則として談話不可とする。ただし2F学生自習室は、他に利用者がいない場合に限って、グループ学習等による談話は可とする。
3. 私物の管理；私物は利用者個人の責任で管理すること。いずれの部屋においても、日をまたいで、私物の机上放置を禁止する。棚、ロッカーが併設されている部屋では、それぞれ整頓して利用することとし、貴重品は放置しないこと。
4. 実習課題；各実習で与えられる実技課題（歯型彫刻などの実技系）は禁止する。
5. 携帯用機器；携帯電話、携帯用音楽プレイヤー等の使用については、特に制限は設けないが、利用者全員が気持ちよく利用できるよう、マナーを守って使用すること。特に、携帯電話はサイレントモードにし、携帯用音楽プレイヤーは音漏れ等に配慮すること。ノートパソコンの持ち込み、使用は可とする。
6. 利用期間；2F学生自習室に関しては、以下の通り、最優先学年を設けることとする。この期間中、他学年は利用を控えること。ただし、混雑していない場合は以下の限りでない。また、5F学生談話室には優先学年を設けない。

9月～国試まで（2月初旬）……………6年生
7. 利用時間；いずれの部屋も8：00～20：00とする。ただし6年生は、国家試験までの間8：00～24：00とする。
8. 空調；夏場は28℃、冬場は20℃、未使用時は電源を切るなど、節電に留意すること。
9. 清掃・管理；清掃・管理担当は以下の通りとする。総代の指示に従って、清掃・管理すること。

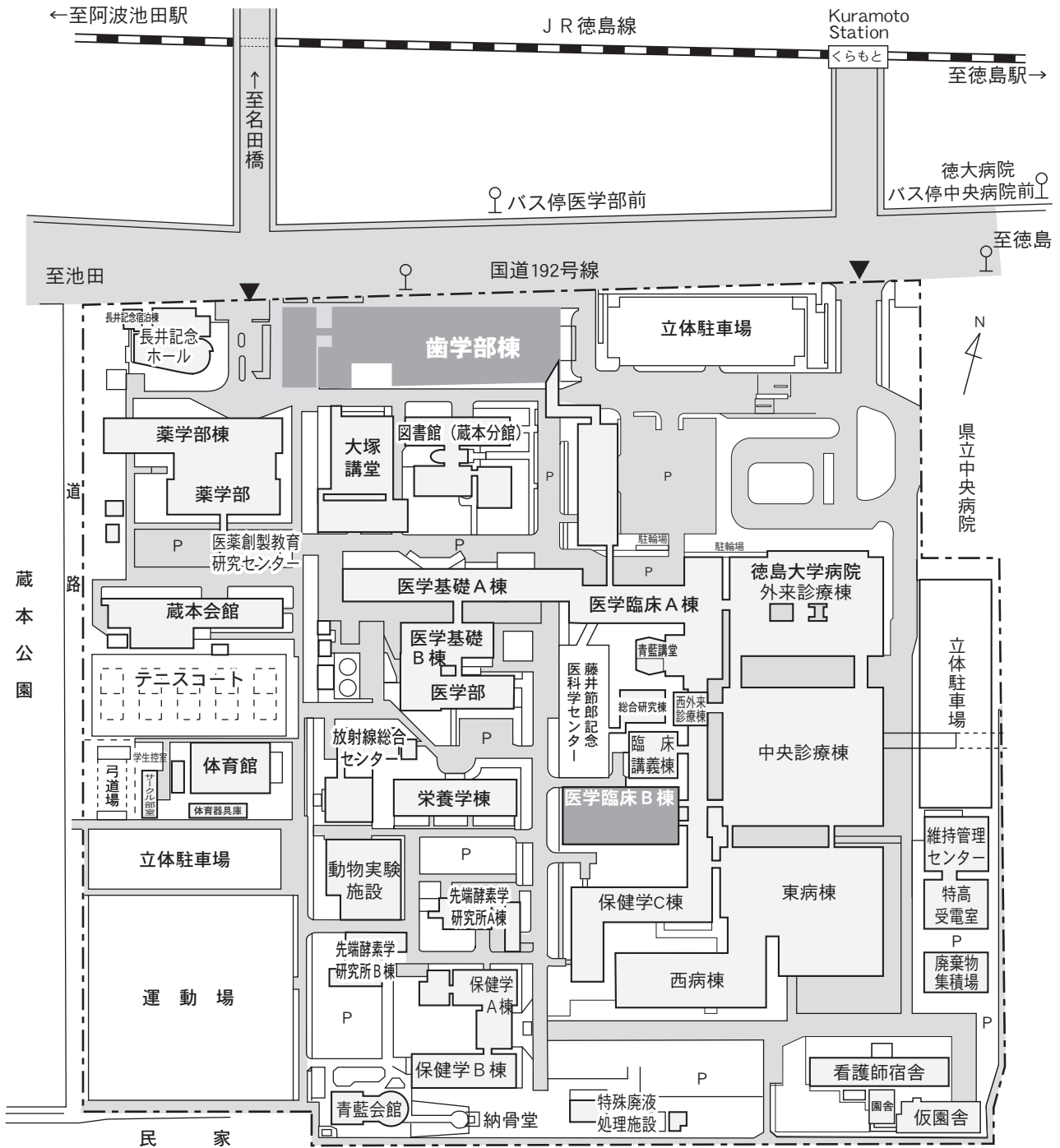
ただし、長期休暇中は利用者が随時清掃することとする。

2F学生自習室……………6年
3F学生談話室……………5年 2F学生控え室……………4年 3Fパソコン室……………3年
10. 電気ポットの利用；学生委員会での決定に基づき、いずれの部屋でも禁止する。
11. 誓約書の提出；当該三室の利用に際し、学部長宛に既定の誓約書を提出すること。1～5年は各学年の代表者が記入し、6年生は利用時間、部屋等に特例があるため、全員が署名、提出する。
12. 利用禁止；本規約に違反する行為があった場合、違反者の当該三室の利用を禁止する。
13. 規約の変更；利用規約の変更については、総代が各学年の総意を以って意見を挙げ、総代会議をもって変更を決定し、学生委員会にその旨提出、以下『14. 追記』に変更点を記載することとする。
14. 追記；この規約の変更点について以下に詳述する。

2011.04 歯学科総代で集まり、各学年の意見をとりまとめ原案を作成した。口腔保健学科総代からは、利用機会が少ないため、作成を委任された。

2011.09 学生委員会からの指導の下、原案に上記の『7. 利用時間』『8. 空調』『10. ポットの利用』『11. 誓約書の提出』『12. 利用禁止』を追加し、別紙『誓約書』を作成した。

19 徳島大学蔵本地区建物等配置図



徳島大学歯学部

Tokushima University
Faculty of Dentistry

〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
3-18-15, Kuramoto-cho, Tokushima 770-8504

TEL (088) 633-9100 (代表)

インターネット <https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/>

20 歯学部案内

歯学部棟

6階	第8講義室, 第9講義室, チュートリアル室, 動物実験室, 口腔保健学科
5階	第5講義室, 第6講義室, 分子薬理学分野, 予防歯学分野, 口腔保健学科, 総研管理室
4階	大講義室, 示説室, 第1実習室, 第3実習室, 口腔顎顔面形態学分野, 組織再生制御学分野, 口腔分子生理学分野, 分子医化学分野, 口腔分子病態学分野, 口腔微生物学分野
3階	第4講義室, 第2実習室, パソコン室(歯学部計算機室), 医療情報室, 談話室, IFR, 歯周歯内治療学分野, 口腔顎顔面補綴学分野, 顎機能咬合再建学分野, 口腔顎顔面矯正学分野, 小児歯科学分野, 総合診療歯科学分野, 口腔インプラントセンター
2階	第1講義室, 第2講義室, 第7講義室, 共通講義室, 第4実習室, 第5実習室, 歯科スキルラボ, 第1技工室, 第2技工室, 歯学科ロッカー室, 学生控室, 学生自習室, 歯学科男子学生控室, 歯学科女子学生控室, 生体材料学分野, 歯科保存学分野
1階	解剖実習室, 人体解剖と骨のミュージアム, 事務室, 学部長室

※ 歯学部棟は改修中(令和4年度まで)のため, 各部屋は移転する場合があります。

医学臨床B棟

4階	口腔外科学分野, 口腔内科学分野
3階	歯科麻酔科学分野
2階	歯科放射線学分野

